

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 入札方式等
- (3) 工事場所
- (4) 工期
- (5) 予定価格
- (6) 工事の概要
- (7) 前払金の有無

【別記 1】

2 入札の方式

本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式による工事である。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項の規定による令和 5・6 年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可のうち、水道施設工事業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第 28 条第 3 項及び第 5 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (7) 山形市内に本店を有していること。
- (8) 山形市上下水道部工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（平成 17 年山形市水道事業管理規程第 14 号）第 4 条の規定による水道施設工事の A 等級に格付されていること。
- (9) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に耐震継手配水管技能者として登録されている者を雇用していること。
- (10) 山形市水道指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年山形市水道事業管理規程第 7 号）第 5 条の規定による山形市水道指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (11) 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成 22 年 10 月 1 日施行。以下「運用基準」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき電子入札システム（山形市契約規則第 17 条第 3 項に規定

する電子入札システムをいう。以下同じ。) による利用者登録を行っている者又は、運用基準第 6 条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。

- (12) 山形市建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 11 号の規定に該当しない者であること。
- (13) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。
- (14) その他【別記 2】に示す資格に該当するものであること。

4 入札参加申請手続等

入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を【別記 3】の日時、場所まで持参により提出するとともに、電子入札システムにより参加資格確認申請を行うこと。

- (1) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 1 号)
 - ② 技術資料(様式第 2 号)
 - ③ 主任(監理)技術者の資格・工事経験書(様式第 6 号)
 - ④ 上記の技術者の国家資格者証の写し(監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し)及び雇用関係が確認される書類(健康保険被保険者証等)の写し
 - ⑤ 同種又は類似工事の施工実績調書(様式第 7 号)
 - ⑥ 地域貢献状況調書(様式第 8 号)
 - ⑦ 総合評定値通知書の写し(審査基準日が本申請の提出期限前 1 年 7 月以内であり、かつ、直近のものに限る。)
- (2) 入札参加資格確認の結果については、【別記 3】に示す日に一般競争入札参加資格確認通知書の郵送及び電子入札システムにより通知する。
- (3) 前号の確認結果は、入札の執行前には公表しない。
- (4) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者がその理由について説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、【別記 3】に示す日までに、上下水道部総務課に提出するものとする。
- (5) 前号の規定により理由について説明を求められた場合は、【別記 3】に示す日までに、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

5 契約条項等

山形市契約規則及び建設工事請負契約約款については、山形市のホームページに掲載するほか、山形市上下水道部総務課(山形市上下水道施設管理センター 2 階)において閲覧することができる。

6 入札書の受付期間、開札日時及び場所

【別記 4】に示すとおり

7 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めがある。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額の10分の1に相当する額を納付

注) 契約を締結する際には、次のいずれかの保証が必要となります。

- ① 契約保証金
- ② 契約保証金に代わる担保の納付
- ③ 金銭保証人
- ④ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）
- ⑤ 履行保証保険

9 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件工事の入札については、山形市上下水道部低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 初回の入札で落札者がいる場合は、3回を限度として再度入札を行うことがある。この場合、再度入札を行う旨の通知は、電子入札システムにより行うとともに、開札場所において口頭で行う。
- (5) 初回の入札において参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、再度入札に参加することはできない。
- (6) 再度入札時においては、工事費内訳書の提出を求めない。

10 紙入札の場合の手続き

- (1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札について承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札参加承諾願」を入札公告2(1)の前日（休日を除く）の正午まで上下水道部総務課まで持参し提出すること。

(2) 紙入札に係る書類の提出方法

ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法

紙入札参加者は、4(1)に示す提出書類を上下水道部総務課に持参し、紙入札参加承諾通知を提示のうえ提出すること。

イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類を上下水道部総務課に持参し、紙入札参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出することとする。

- (ア) 入札書（山形市上下水道部電子入札運用基準別記様式第3号）は、「入札書用封筒」に封かんのうのうえ、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載し、封印すること。
- (イ) 工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載し、封印すること。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない書面入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- (10) 入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

12 前払金の支払

山形市契約規則第10条の規定に基づき行う。

13 設計図書等の閲覧

本件工事に係る設計図書等は、【別記5】に示す期間に、入札情報公開システムにより閲覧に供する。

なお、設計図書等入札情報公開システムの閲覧に係るパスワードについては、本書3の(2)

(7) (8) の要件を満たす全てのものに対して、電子メールで送付する。

14 本件工事に係る設計図書等に対する質問等

- (1) 総合評価落札方式に対する質問がある場合は、その旨を記載した書面を【別記6】に示す日までに、上下水道部総務課に提出するものとする。
- (2) 本件工事に係る設計図書等に対して質問がある場合は、その旨を記載した書面を、【別記6】に示す日までに、上下水道部総務課に提出するものとする。
- (3) 前2号に掲げる質問に対する回答は、質問者に書面により通知するとともに、【別記6】に示すとおり閲覧に供する。

15 配置予定技術者

技術資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。また本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しないものとする。

16 工事成績評定の減点

落札者となった者が、技術資料の内容を履行できなかった場合には、工事成績評定の減点を行う。ただし、不測の事由等により、請負者の責に帰すことができない場合には、この限りでない。

別記

(耐震) 配水準幹線更新工事（渋江工区）

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名	(耐震) 配水準幹線更新工事（渋江工区）
(2) 入札方式等	総合評価一般競争入札（簡易Ⅱ型）
(3) 工事場所	山形市大字渋江地内ほか
(4) 工期	令和5年12月8日まで
(5) 予定価格（税抜）	事後公表
(6) 工事の概要	開削工法による配水管埋設工事 ・DGX-ES φ150mm L=338.4m
(7) 前払金の有無	あり

2 入札参加者の資格

工種	水道施設工事
事業所の所在地に関する条件	山形市内に本店を有していること。
格付等級に関する条件	A等級
配置予定技術者に関する条件	・本件工事について、主任技術者又は監理技術者及び常駐の現場代理人を配置することができること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することができるものとする。 ・自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ・入札参加資格確認申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があること。
事業所に関する条件	公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に耐震継手配水管技能者として登録されている者を雇用していること。 山形市水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年山形市水道事業管理規程第7号）第5条の規定による山形市水道指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

3 入札参加申請手続き等

受付期間及び時間	令和5年6月6日（火）から令和5年6月19日（月）まで 午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）
受付場所	山形市上下水道部総務課 契約係
提出書類	一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） 技術資料（様式第2号） ・主任（監理）技術者の資格・工事経験書（様式第6号） ・上記の技術者の国家資格者証の写し（監理技術者にあっては監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し）及び雇用関係が確認される書類（健康保険被保険者証等）の写し 同種又は類似工事の施工実績調書（様式第7号） 地域貢献状況調書（様式第8号） 総合評定値通知書の写し（本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。）
入札参加資格確認通知日（発送日）	令和5年6月27日（火）
非資格理由の説明要求期限	令和5年7月3日（月）
非資格理由の回答期限	令和5年7月4日（火）

4 入札執行の日時及び場所

入札書の受付期間	令和5年7月7日（金）午前8時30分から 令和5年7月10日（月）正午まで
開札日時	令和5年7月11日（火）午後1時30分
開札場所	山形市上下水道施設管理センター 3階 301会議室

5 設計図書等の閲覧期間

閲覧期間	令和5年6月6日（火）から令和5年7月10日（月）まで
------	-----------------------------

6 設計図書等に対する質問等

総合評価落札方式に対する質問の提出期間	令和5年6月6日（火）から令和5年6月12日（月）まで 午前9時から午後5時まで
受付場所	山形市上下水道部総務課契約係
上記の質問に対する回答書の閲覧期間及び時間	回答を行った日から令和5年7月10日（月）まで 午前9時から午後5時まで
閲覧場所	山形市上下水道部総務課契約係
設計図書等に対する質問の提出期間	令和5年6月6日（火）から令和5年7月3日（月）まで 午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）
上記の質問に対する回答書の閲覧期間及び時間	回答を行った日から令和5年7月10日（月）まで 午前9時から午後5時まで
閲覧場所	山形市上下水道部総務課契約係

（注）申請書等の受付、質問受付の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

7 技術資料提出に関する留意事項

【別紙】に示すとおり

別紙

7 技術資料提出に関する留意事項

(1) 総合評価に係る技術資料の提出について

企業及び配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料を作成し、入札参加資格の確認資料と合わせて提出すること。

(2) 技術資料の内容

提出する技術資料の内容及び提出書類は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の施工能力	<ul style="list-style-type: none">●過去15年間の同種又は類似工事の施工実績の有無●施工実績は、平成20年4月1日以降に契約し、令和5年3月31日までに工事が完成し、引渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。●施工実績は、山形市上下水道部（水道部）、その他発注機関の順序で選択する。●同種工事（次の全てを満たす工事であること。）<ul style="list-style-type: none">◎開削工法による配水管埋設工事であること。◎管種はD I PのS型、S II型、N S型又はG X型のいずれかであること。◎延長は次に示す数値以上であること。ただし、同一工事内に次に示す2種類以上の口径がある場合は、合計延長が320m以上であること。<ul style="list-style-type: none">・$\phi 100\text{mm}$以下又は$\phi 150\text{mm}$の場合は、$L = 320\text{m}$以上・$\phi 200\text{mm}$又は$\phi 250\text{mm}$の場合は、$L = 240\text{m}$以上・$\phi 300\text{mm}$の場合は、$L = 220\text{m}$以上・$\phi 400\text{mm}$以上の場合は、$L = 160\text{m}$以上●類似工事（次の全てを満たす工事であること。）<ul style="list-style-type: none">◎開削工法による配水管埋設工事であること。◎管種はD I PのS型、S II型、N S型又はG X型のいずれかであること。◎延長は次に示す数値以上であること。ただし、同一工事内に次に示す2種類以上の口径がある場合は、合計延長が230m以上であること。<ul style="list-style-type: none">・$\phi 100\text{mm}$以下又は$\phi 150\text{mm}$の場合は、$L = 230\text{m}$以上・$\phi 200\text{mm}$又は$\phi 250\text{mm}$の場合は、$L = 170\text{m}$以上・$\phi 300\text{mm}$の場合は、$L = 160\text{m}$以上・$\phi 400\text{mm}$以上の場合は、$L = 120\text{m}$以上●記載様式は、様式第7号とする。
配置予定技術者の能力	<ul style="list-style-type: none">②過去5年間ににおける本市の発注工事に係る工事成績評定の平均点●工事成績は、平成30年1月1日から令和4年12月31日までに引渡しが完了した、すべての工種の山形市、山形市上下水道部及び山形市立病院済生館発注工事の工事成績評定点を記載する。●共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限定する。●記載様式は、様式第7号とする。（<u>工事成績評定通知書の写しは省略可</u>）●平均点に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた値とする。
配置予定技術者の能力	<ul style="list-style-type: none">③過去15年間の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の有無●主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低いもので評価する。 また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、山形県県土整備部土木工事共通特記仕様書第1節1-1-2の2の1）及び4）の場合に限る。●施工経験は、平成20年4月1日以降に契約し、令和5年3月31日までに工事が完成し、引渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。●施工経験は、山形市上下水道部（水道部）、その他発注機関の順序で選択する。●同種工事（次の全てを満たす工事であること。）<ul style="list-style-type: none">◎開削工法による配水管埋設工事であること。◎管種はD I PのS型、S II型、N S型又はG X型のいずれかであること。◎延長は次に示す数値以上であること。ただし、同一工事内に次に示す2種類以上の口径がある場合は、合計延長が320m以上であること。<ul style="list-style-type: none">・$\phi 100\text{mm}$以下又は$\phi 150\text{mm}$の場合は、$L = 320\text{m}$以上

配置予定技術者の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ $\phi 200\text{mm}$ 又は $\phi 250\text{mm}$ の場合は、$L = 240\text{m}$以上 ・ $\phi 300\text{mm}$ の場合は、$L = 220\text{m}$以上 ・ $\phi 400\text{mm}$ 以上の場合は、$L = 160\text{m}$以上 <p>●類似工事（次の全てを満たす工事であること。）</p> <p>◎開削工法による配水管埋設工事であること。</p> <p>◎管種はD I PのS型、S II型、N S型又はG X型のいずれかであること。</p> <p>◎延長は次に示す数値以上であること。ただし、同一工事内に次に示す2種類以上の中径がある場合は、合計延長が 230m以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $\phi 100\text{mm}$ 以下又は $\phi 150\text{mm}$ の場合は、$L = 230\text{m}$以上 ・ $\phi 200\text{mm}$ 又は $\phi 250\text{mm}$ の場合は、$L = 170\text{m}$以上 ・ $\phi 300\text{mm}$ の場合は、$L = 160\text{m}$以上 ・ $\phi 400\text{mm}$ 以上の場合は、$L = 120\text{m}$以上 <p>●記載様式は、様式第6号とする。</p>
④過去5年間において主任（監理）技術者又は現場代理人としてかかわった本市の発注工事に係る工事成績評定の平均点	<ul style="list-style-type: none"> ●主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低いもので評価する。また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、山形県国土整備部土木工事共通特記仕様書第1節1-1-2の2の1）及び4）の場合に限る。 ●工事成績は、平成30年1月1日から令和4年12月31日までに引渡しが完了した工事のうち、配置予定技術者が引渡し時点において、主任（監理）技術者又は現場代理人として係わったすべての工種の山形市、山形市上下水道部及び山形市立病院済生館発注工事の工事成績評定点を記載する。 ●共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限定する。 ●記載様式は、様式第6号とする。（工事成績評定通知書の写しは省略可。ただし所属会社に変更があった場合は省略不可） ●平均点に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた値とする。
⑤過去4年間の山形市建設工事優秀技術者表彰制度における受賞歴の有無（特別賞を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ●主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低いもので評価する。また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、山形県国土整備部土木工事共通特記仕様書第1節1-1-2の2の1）及び4）の場合に限る。 ●受賞歴は、平成31年度から令和4年度の山形市建設工事優秀技術者表彰における、水道部門（発注時の工種が水道施設工事であったものに限る）を記載すること。 ●記載様式は、様式第6号とする。
地域貢献	<p>下記に留意のうえ「様式第8号 地域貢献状況調書」に記載すること。 なお、該当がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載し提出すること。</p> <p>①「災害応援協定」とは、山形市と建設会社が構成する団体等とが締結している災害協定等をいう。（協定締結団体等に加入している旨の証明を要す。）</p> <p>②「更生保護の協力雇用主」とは、法務省・厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策により、山形保護監察所に更生保護の協力雇用主として登録されている事業所をいう。（山形保護観察所の証明を要す。）</p> <p>③「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、山形市より表示証の交付を受けている事業所をいう。ただし、公告日時点での認定が有効であること。</p> <p>④ 山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無における「当該年度又は前年度」とは、「当該工事の発注年度又は当該工事の発注年度の直前1か年度」をいい、この期間内での、山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無を評価対象とする。なお、企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の山形市の市道等除雪業務委託の契約実績についても評価対象とする。</p>